

1. はじめに
2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針案の概要
- 6. 査定方針案の各論**
 - 6-1. 需要想定・供給力
 - 6-2. 経営効率化
 - 6-3. 燃料費
 - 6-4. 購入・販売電力料
 - 6-5. 原子力バックエンド費用
 - 6-6. 人員計画・人件費
 - 6-7. 修繕費
 - 6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. その他経費
 - 6-11. 公租公課**
 - 6-12. 控除収益
 - 6-13. 費用の配賦
 - 6-14. レートメイク・約款

7. 参考資料

公租公課の概要

- 公租公課は、各税法（河川法、地方税法、法人税法など）に則って、算定する。

1. 水利使用料：河川法に基づき、水力発電所毎の出力に単価を乗じて算定。
2. 固定資産税：地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産を課税対象として課税。
3. 雑税：各税法（地方税等）に基づいて課税される印紙税、核燃料税、都市計画税、県市町村民税。
4. 事業税：地方税法に基づき、収入割、付加価値割、資本割毎に税率を乗じて算定。
5. 法人税等：法人税法及び地方税法に基づき、配当原資相当分に対し課税。

関係法令における規定（公租公課）

- 公租公課については、以下に掲げる料金算定規則に従い、算定することとなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、（中略）水利使用料、（中略）固定資産税、雑税、（中略）事業税、（中略）法人税等（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～四 （略）

五 水利使用料 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）に定めるところにより算定した流水占用料等の額

六 （略）

七 固定資産税、雑税（中略）及び事業税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（中略）その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

八～十 （略）

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法、地方法人税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額

各事業者の申請概要（公租公課） ①

- 北海道電力は、総原価の増加に伴う事業税の増加や、利益準備金の積立額の計上に伴う法人税等の増加などにより、前回原価と比べて増加している。
- 東北電力・北陸電力・中国電力・四国電力・沖縄電力は、原子力発電所の安全対策工事に伴う固定資産税の増加や、総原価の増加に伴う事業税の増加などにより、前回原価と比べて増加している。
- 東京電力EPは、分社化による固定資産税の減少や、控除項目（他社購入電源費）の増加に伴う事業税の減少^{（注）}などにより、前回原価と比べて減少している。

（注）事業税 = 収入割 { (収入 (総原価) - 控除項目 (他社購入電源費等)) × 税率 } + 資本割 + 付加価値割

各事業者の申請概要（公租公課） ②

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

（単位：百万円（※単位未満は四捨五入））

	北海道			東北			東京			北陸		
	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引
水利使用料	1,137	1,152	▲15	2,674	2,554	120	-	3,764	▲3,764	2,212	2,052	161
固定資産税	6,609	7,153	▲544	14,842	12,347	2,495	33	39,405	▲39,372	5,643	8,868	▲3,226
雑税	1,389	2,010	▲621	2,452	1,232	1,220	849	5,291	▲4,442	1,360	265	1,095
事業税	6,721	5,743	978	18,451	12,402	6,050	3,685	49,020	▲45,335	6,723	3,998	2,725
法人税等	4,992	3,405	1,587	9,641	7,778	1,863	9,519	3,897	+5,622	4,051	4,146	▲94
公租公課計	20,848	19,463	1,385	48,061	36,313	11,747	14,086	101,376	▲87,290	19,989	19,329	660

	中国			四国			沖縄		
	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引
水利使用料	1,266	1,219	48	714	714	0	-	-	-
固定資産税	11,171	7,772	3,398	5,258	4,161	1,097	669	719	▲50
雑税	1,869	1,699	170	2,447	1,313	1,134	52	113	▲61
事業税	9,529	8,380	1,149	5,055	4,086	969	1,644	1,134	510
法人税等	6,995	6,461	534	3,224	3,423	▲199	703	348	355
公租公課計	30,830	25,530	5,300	16,699	13,697	3,002	3,067	2,314	754

※「前回」は、各事業者について、以下の年度の平均値（託送原価相当を除く）。

北海道：2013～15年度の3カ年

東北：2013～15年度の3カ年

北陸：2007年度下期～2008年度上期の1カ年

東京：2012～14年度の3カ年

中国：2008年度の1カ年

四国：2013～15年度の3カ年

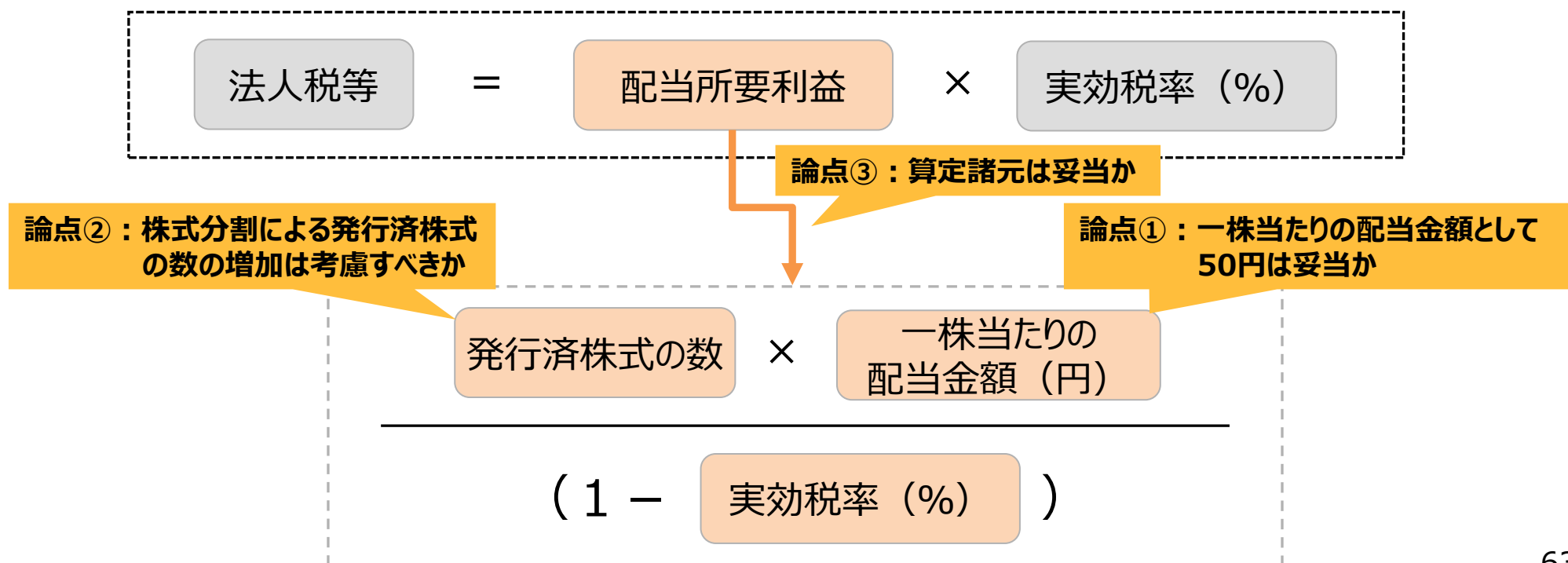
沖縄：2008年度の1カ年

※「今回」は、2023～25年度の3カ年平均値。

審査における論点（公租公課）

- 料金算定規則や各税法等に基づき、適切に算定されているか。
- 法人税等は、過去の査定方針において、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上することは妥当である」としていたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか（論点①）。また、株式分割により、「発行済株式の数」が増加している事業者もいるが、これもどうあるべきか（論点②）。さらに、北海道電力及び東京電力EPの「法人税等の算定諸元」はどうあるべきか（論点③）。

（注）料金原価上の法人税等は、当該法人税等を支払った後、配当金相当が税引後利益として残ることを想定しているものであり、実際に支払われる法人税等とは異なるものである。



【論点①】一株当たりの配当金額

- 法人税等については、料金算定規則上、発行済株式の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金を基に法人税法等により算定した額とされている。
- 過去の査定方針では、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定」することとしたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか。
- 一株当たりの配当金額の算定にあたっては、事業者の恣意性を排除する観点から、「全社一律の配当金額」を基本として、例えば以下の方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。

① 一株当たりの配当金額を、8社^(注)の直近●●年の単純平均値とする。

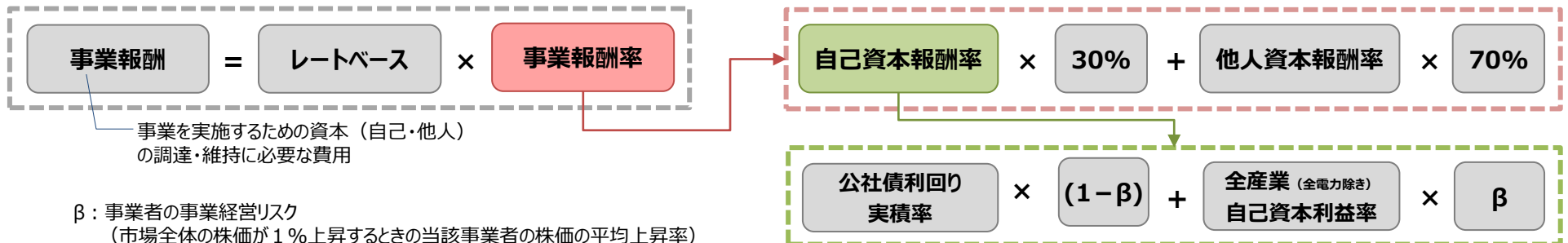
- 「直近●●年」として、例えば、事業報酬の算定諸元となるβ値の算定期間とする案や、直近3年・5年・10年とする案も考えられる。

事業報酬は、株主が期待する利益率の適正水準等を踏まえて、市場全体の期待利益率（全産業自己資本利益率）に、**β値**（市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率）を加味して算定。一株当たりの配当金額の平均期間を設定するにあたっては、株主が期待する利益率の適正水準の算定方法と平仄を合わせることも一案。

（注）みなし小売電気事業者の有価証券報告書で確認できる8社（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）。

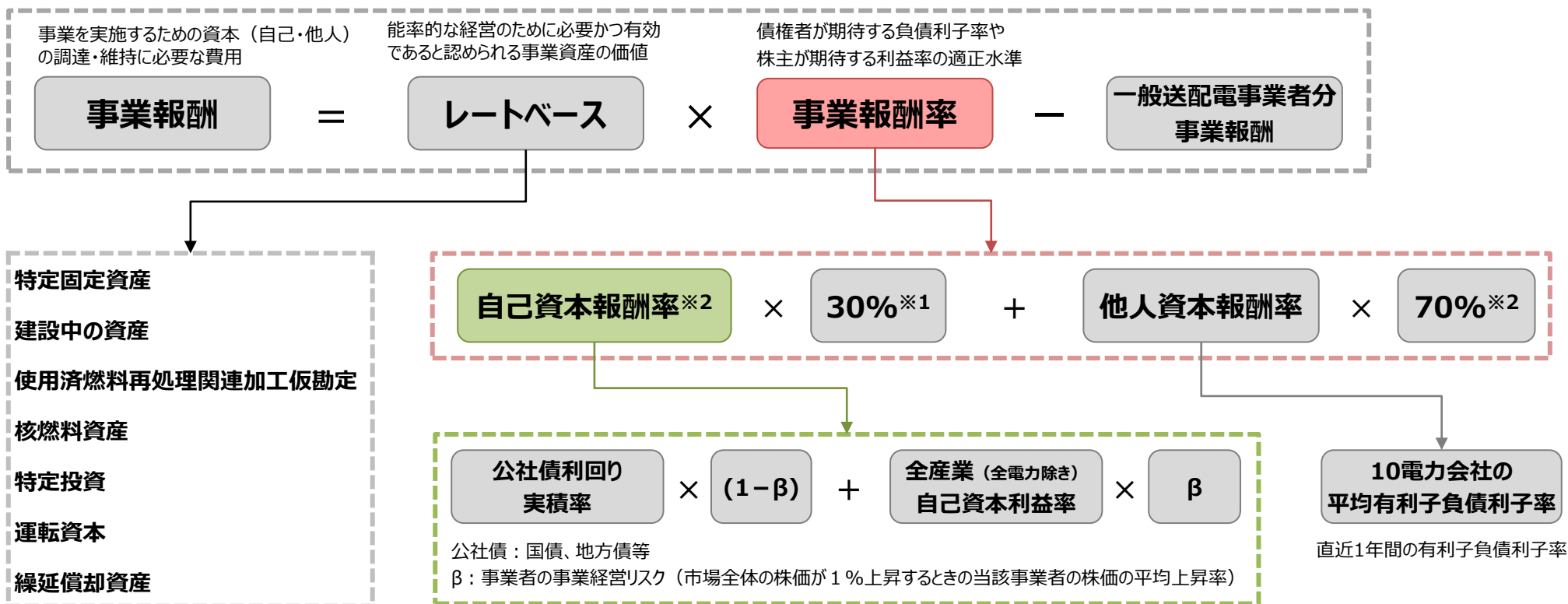
② 一株当たりの配当金額を、50円とする（過去の査定方針と同様）。

事業報酬の算定方法



【参考】事業報酬制度の概要

- かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点などを考慮して、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる**事業資産の価値（レートベース）**に、**事業報酬率**を乗じることで**資金調達コストを算定する「事業報酬制度」**が、1960年に導入された。



※1：1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（＝総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえ、自己資本報酬率（利益率）と他人資本報酬率（負債利率）を30：70で加重平均することで算定。

※2：みなし小売電気事業者の事業経営リスク（β値）を、株価を用いて分析した上で、「公社債利回り実績率」を下限、「全産業（全電力を除く）の自己資本利益率」を上限とし、当該事業者の事業経営リスクに見合った適正な自己資本報酬率（利益率）を算定。

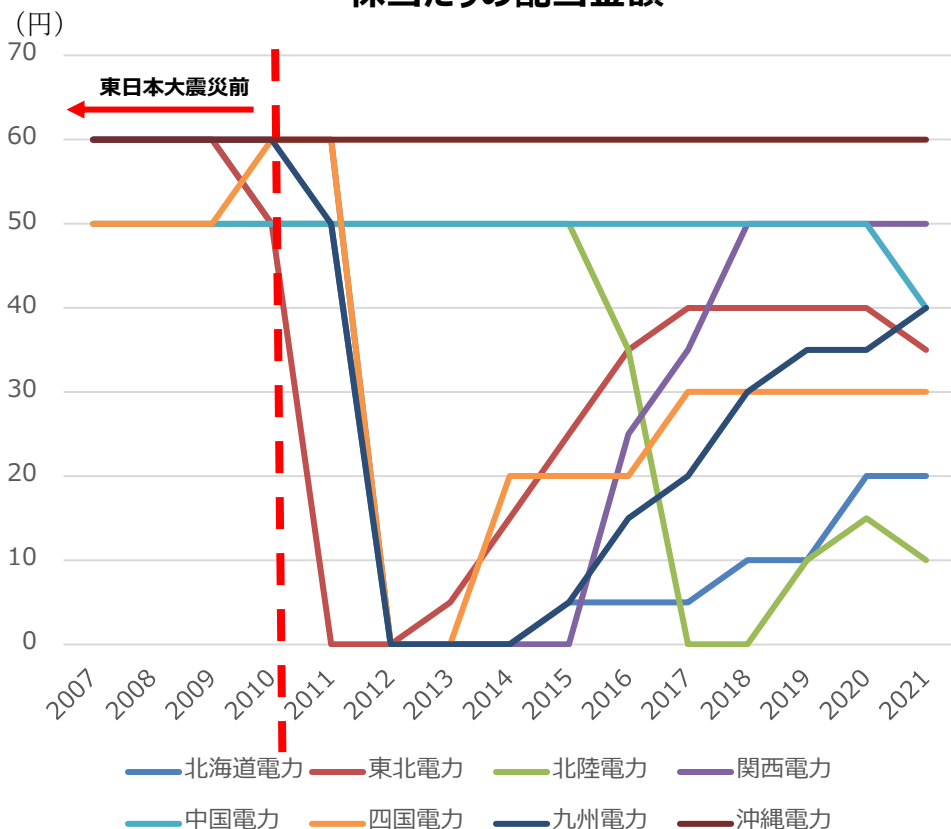
【論点②】株式分割による発行済株式の数の増加

- 沖縄電力は、前回改定（2008年）後に5回株式分割を行っている。株式分割により発行済株式の数が増加している一方で、一株当たりの配当金額は据え置いているため、実効税率の減はあるが、前回改定時と比較して法人税等の金額は倍以上となっている（※詳細は後掲）。
- また、沖縄電力のプレスリリース（株式分割に関するお知らせ）では、「株主のみなさまへの利益還元及び当社株式の流動性を高めることを目的」として株式分割を行ったとしている。
- **株式分割により発行済株式の数が増加している場合に関し、事業者の恣意性を排除する観点から、例えば以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。**
 - ① **申請時点の発行済株式の数**を用いる（過去の料金審査と同じ）。
 - － ただし、株式分割後も安定的に、申請された一株当たりの配当金額が支払われていることが前提。
 - ② **前回改定時の発行済株式の数**を用いる。

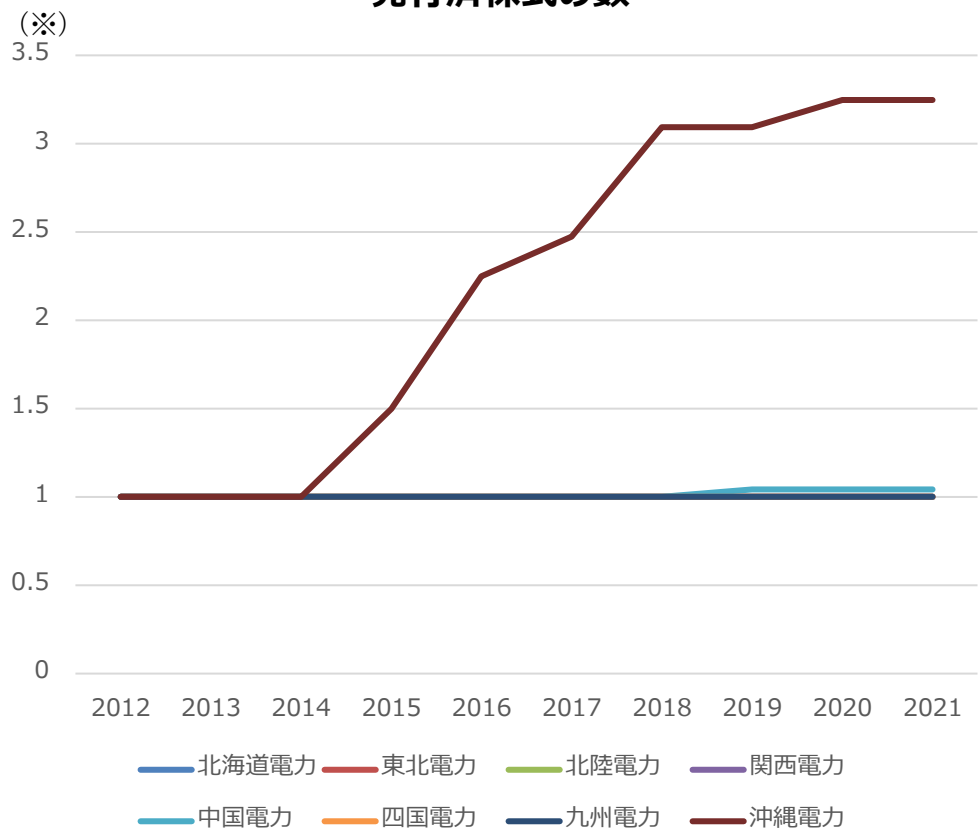
【参考】一株当たりの配当金額及び発行済株式の数の推移

- 各事業者（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）の**一株当たりの配当金額及び発行済株式の数の推移**は、以下のとおり。なお、**今回、料金改定申請した7事業者に関し、2022年度の配当は全て無配**となっている。

一株当たりの配当金額



発行済株式の数



※8事業者の一株当たりの配当金額
 直近3年単純平均 = 36.3円
 直近5年単純平均 = 34.5円
 直近10年単純平均 = 29.5円

※2012年度の発行済株式の数を1とした場合の各年度の比率

【論点③】法人税等の算定諸元（北海道電力）

- 北海道電力は今回申請で、**①B種優先株式470株**（一株当たりの優先配当金：3百万円）を含めるとともに、**②利益準備金積立額として配当金額の10%を料金原価に算入**している。なお、前回改定時には①②とも料金原価には算入していない。その上で、**例えば、以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。**
 - ①**B種優先株式**については、当該株式が発行された2018年度以降、申請された一株当たりの配当金額が安定的に支払われていることを前提に、**事業者の申請どおり認める。**
 - ②**利益準備金積立額**については、会社法第451条の規定に基づき、**株主総会の決議によって、その他利益剰余金の額を減少して利益準備金の額を増額させること（振替）**ができることとなっている。その上で、北海道電力の貸借対照表（2022年3月末）を確認したところ、会社法上の利益準備金の未積立額が「26,020百万円」である一方、その他利益剰余金の積立額は「90,104百万円」であり、当該未積立額以上の積立額がある。このため、**上記の振替を実際に行うかは事業者の判断ではあるものの、こうした振替が可能であるため、需要家負担を鑑みて、今回の利益準備金積立額の料金原価への算入は認めない。**
- なお、北海道電力の普通株式に係る一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。

【参考】法人税等の試算結果（一株当たりの配当金額を50円とした場合）

事業者の申請（普通株式：50円/株）	事務局案での試算（普通株式：50円/株）
4,992百万円	4,538百万円（▲9%）

【参考】参考条文（剰余金から準備金への振替に係る規定）（抜粋）

●会社法（平成17年法律第86号）

（準備金の額の増加）

第四百五十一条 株式会社は、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する剰余金の額
 - 二 準備金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 第一項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

●会社計算規則（平成18年法務省令第13号）

（利益準備金の額）

第二十八条 株式会社の利益準備金の額は、第二款及び第四節に定めるところのほか、法第四百五十一条の規定により剰余金の額を減少する場合に限り、同条第一項第一号の額（その他利益剰余金に係る額に限る。）に相当する額が増加するものとする。

- 2 （略）

【参考】参考条文（準備金の積立上限（資本金の1/4）に係る規定、配当額の10%の準備金を積み立てることに係る規定）（抜粋）

●会社法（平成17年法律第86号）

（資本金の額及び準備金の額）

第四百四十五条 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

2・3 （略）

4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

5・6 （略）

●会社計算規則（平成18年法務省令第13号）

（法第四百四十五条第四項の規定による準備金の計上）

第二十二条 株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額（資本金の額に四十分の一を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）以上である場合 零

二 （略）

2 株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一 （略）

二 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に利益剰余金配当割合（次条第二号イに掲げる額を法第四百四十六条第六号に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額

イ 当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額

ロ 法第四百四十六条第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額

【参考】B種優先株式に係る考え方（北海道電力）

- 北海道電力は、前回改定時（2013年）において、B種優先株式は未算入で申請・認可されたところ、今回申請では、当該B種優先株式（一株当たりの優先配当金：3百万円）を算入しているが、同社の考え方は以下のとおり。

北海道電力

- 当社は、法人税等の算定にあたり、前回改定時（2013年）と今回申請時において基本的な考え方に違いはなく、料金算定規則の定めるところにより、発行済株式数と一株当たり配当金に基づき算定しています。
- B種優先株式については、株式の一種であり、普通株式に比べて配当金を優先的に受け取れる代わりに、議決権が制限されています。優先株式については、前回改定後の2014年7月に当社として初めて発行しているため※、前回改定時は算定の対象外でした。
※2014年7月にA種優先株式を発行。2018年7月にB種優先株式を発行するとともにA種優先株式を取得・消却。
- また、B種優先株式の一株当たりの配当金額については、当社定款に基づき3百万円としています。

北海道電力株式会社 定款（抜粋）

第2章の2 B種優先株式 第12条の2

2 B種優先配当金の額は、1株につき3,000,000円とする（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

【参考】利益準備金積立額に係る考え方（北海道電力）

- 北海道電力は、前回改定時（2013年）において、利益準備金積立額は未算入で申請・認可されたところ、今回申請では、当該利益準備金積立額を算入しているが、同社の考え方は以下のとおり。

北海道電力

- 当社は、法人税等の算定にあたり、前回改定時（2013年）と今回申請時において基本的な考え方に違いはなく、料金算定規則に基づいて算定しています。
- 利益準備金積立額については、前回改定時（2013年）は利益準備金の積立限度に到達していたため算入していませんでしたが、前回改定後の2014年に欠損の補填等のため、利益準備金の全額を取崩しました。
- このため、今回申請時においては、利益準備金が積立限度に到達しておらず、配当を行う場合には、会社法の定めるところにより、配当金額の10%を利益準備金に積み立てる必要があることから、料金算定規則に基づき、当該利益準備金積立額を含めて算定しています。

会社法 445条（抜粋）

4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

【論点③】法人税等の算定諸元（東京電力EP）（1）

- 東京電力EPは今回申請で、一株当たりの配当金額を5,970円として料金原価に算入しているところ、例えば、以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。

① 東京電力EPの配当金額を推計する。

- ✓ 東京電力EPの配当金は、東京電力ホールディングス（東京電力HD）に対して、当期純利益相当を配当として全額支払っており（原則として配当性向100%）、資金調達のための配当という性格ではないと考えられる。そのため、以下の算定方法で理論上の東京電力EPの配当金額（※）を推計する。

（※）東京電力HDは、総合特別事業計画に基づき、2011年3月期末以降は配当を実施しておらず、東京電力EPの配当により、東京電力HDの配当金額が賄われた実績は無いものの、便宜上、下記のとおり一定の仮定のもと、推計する。

- イ. 東京電力HDの発行済株式の数に、一株当たりの配当金額を乗じて、東京電力全体の配当金額を推計する。当該配当金の原資は、東京電力EPなどの子会社からの配当で賄われていると仮定し、当該子会社に係る過去の配当実績の合計に占める東京電力EPの割合（例：短期的かつ特異な変動を排除する観点から2017～21年度の平均値）を乗じて得た額を、東京電力EPの配当金額と見なす。

（続く）

【論点③】法人税等の算定諸元（東京電力EP）（2）

（続き）

- ロ. 一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。
- ハ. 東京電力HDは、北海道電力と同様、**A種・B種優先株式を発行**しているが、当該優先株式は、国も出資している**原子力損害賠償・廃炉等支援機構が株主**であり、**発行後、配当の支払実績が無いことや国等への配当という特殊性を鑑みて、料金原価に算入しない。**

② **東京電力EPの実績配当金に基づき算定**（5,970円／株）する（事業者の申請どおり）。

【参考】法人税等の試算結果

事業者の申請（普通株式：5,970円/株）	事務局案での試算（普通株式：50円/株、EPの割合：約30%）
9, 519百万円	9, 230百万円（▲3%）

【参考】一株当たりの配当金額に係る考え方（東京電力EP）

- 東京電力EPは、前回改定時（2013年）において、一株当たりの配当金額は50円で申請・認可されたところ、今回申請では、一株当たりの配当金額を5,970円としているが、同社の考え方は以下のとおり。

東京電力EP

- 前回認可時は、申請当時において、他電力9社のうち最も低い配当水準である**一株当たり50円配当相当額を、健全な事業運営を行う上で必要な税引後利益水準**と考え、当該税引後利益に基づき、欠損金控除も踏まえた配当所要利益を算出の上、法人税等を算定し、料金原価に算入することとした。
- その後、旧東京電力の分社化に伴い、東京電力EPは、親会社である東京電力HDに対して**配当性向100%での配当を実施**している。
- 東京電力EPの**配当金は税引後利益そのものであることから、「過去実績の配当金※に基づく配当所要利益×法人税率」によって法人税等を算定**している。

※東京電力EPは、発行済株式数（4,100千株）に、2019～21年度の過去3ヶ年平均の一株当たり配当金実績（5,970円/株）を乗じることで、過去実績の配当金を算出している。

各事業者における法人税等の算定方法①

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜北海道電力＞			今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益		$A=(F+G)/(1-H)$	17,853	15,217	2,636	
普通株式	発行済株式の数	B	206	206	0	
	一株当たりの配当金額 (円)	C	50	50	-	
B種 優先株式	発行済株式の数 (株)	D	470	-	470	・2018年7月発行
	一株当たりの配当金額 (百万円)	E	3	-	3	
配 当 金		$F=(B\times C)+(D\times E)$	11,692	10,279	1,413	
利益準備金積立額		$G=F\times 0.1$	1,169	-	1,169	・配当金の10%を計上
実効税率 (%)		H	27.96	32.45	▲4.49	・法人税率の低下
法人税等 (A×H)			4,992	4,938	54	
法人税等 (託送原価相当額控除後)			4,992	3,405	1,587	

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜東北電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	34,632	36,839	▲2,207	
発行済株式の数	B	500	499	1	・自己株式 (発行済株式の数から控除) の減少
一株当たりの 配当金額 (円)	C	50	50	-	
配 当 金	$D=B\times C$	24,990	24,932	57	
実効税率 (%)	E	27.84	32.32	▲4.48	・法人税率の低下
法人税等 (A×E)		9,641	11,907	▲2,266	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		9,641	7,778	1,863	

各事業者における法人税等の算定方法②

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜東京電力EP＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	33,997	85,818	▲51,821	
発行済株式の数	B	4	1,604	▲1,600	・分社化による減
一株当たりの 配当金額 (円)	C	5,970	50	+5,920	・親会社 (HD) への配当実績に基づき算定したことによる増
配 当 金	$D=B\times C$	24,478	80,204	▲55,726	
実効税率 (%)	E	28.00	32.71	▲4.71	・法人税率の低下
法人税等 (A×E) ※		9,519	5,614※	+3,905	※ 前回は繰越欠損金の充当を前提に、課税所得を20%に圧縮し、 $A\times E\times 0.2$ で計算
法人税等 (託送原価相当額控除後)		9,519	3,897	+5,622	

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜北陸電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	14,489	16,767	▲2,278	
発行済株式の数	B	209	214	▲5	・自己株式の取得による減少
一株当たりの 配当金額 (円)	C	50	50	-	
配 当 金	$D=B\times C$	10,438	10,707	▲269	
実効税率 (%)	E	27.96	36.14	▲8.18	・法人税率の低下
法人税等 (A×E)		4,051	6,060	▲2,009	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		4,051	4,146	▲94	

各事業者における法人税等の算定方法③

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜中国電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	25,021	28,524	▲3,503	
発行済株式の数	B	361	364	▲4	・自己株式の増加
一株当たりの 配当金額 (円)	C	50	50	－	
配 当 金	$D=B\times C$	18,026	18,212	▲186	
実効税率 (%)	E	27.956	36.15	▲8.194	・法人税率の低下
法人税等 ($A\times E$)		6,995	10,311	▲3,316	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		6,995	6,461	534	

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜四国電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	14,412	15,347	▲935	
発行済株式の数	B	208	208	▲0	・単元未満株式の買取による配当対象株式数の減
一株当たりの 配当金額 (円)	C	50	50	－	
配 当 金	$D=B\times C$	10,376	10,380	▲3	・単元未満株式の買取による配当対象株式数の減
実効税率 (%)	E	28.0	32.3	▲4.3	・法人税率の引下げによる減
法人税等 ($A\times E$)		4,036	4,966	▲930	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		3,224	3,423	▲199	

各事業者における法人税等の算定方法④

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜沖縄電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	4,489	1,625	2,864	
発行済株式の数	B	54	17	37	・株式分割(2015～20年度の間に5回)による増
一株当たりの 配当金額 (円)	C	60	60	-	
配 当 金	$D=B\times C$	3,259	1,049	2,209	
実効税率 (%)	E	27.4	35.4	▲8.0	・法人税率引き下げに伴う減 (30%⇒23.2%)
法人税等 (A×E)		1,230	576	654	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		703	348	355	

【参考】総原価に占める法人税等の割合

(単位：億円 ※単位未満は四捨五入)

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
補正後総原価 (①) (※1)	7,819	20,316	56,787	7,147	13,459	6,151	2,198
法人税等 (②) (※2)	50	96	95	41	70	32	7
割合 (②÷①)	0.64%	0.47%	0.17%	0.57%	0.52%	0.52%	0.32%

(※1) 補正後総原価は、直近の燃料価格などを踏まえた補正に伴う変動分及びレベニューキャップ制度の導入に伴う変動分も反映した総原価をいう。

(※2) 法人税等は申請原価ベース。

審査の結果①（公租公課）

<法人税等関係>

【論点①】一株当たりの配当金額（7事業者）

- 法人税等の算定諸元である一株当たりの配当金額の算定において、事業者の恣意性を排除する観点から、「全社一律の配当金額」を基本として、一株当たりの配当金額を、8社^{（注）}の直近●●年の単純平均値を採用する。
（注） みなし小売電気事業者の有価証券報告書で確認できる8社（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）。
- その際、「直近●●年」について、事業報酬の算定諸元となるβ値の算定期間と平仄を合わせ、「直近10年」とする。
- その上で、8社の直近10年の単純平均値（一株当たり29.5円）を基に、一株当たりの配当金額は30円とする。

【論点②】株式分割による発行済株式の数の増加（沖縄電力）

- 株式分割により発行済株式の数が増加している場合に関し、事業者の恣意性を排除する観点から、株式分割後も安定的に、申請された一株当たりの配当金額が支払われていることを前提に、申請時点の発行済株式の数を用いることとする（過去の料金審査と同じ）。

審査の結果②（公租公課）

【論点③】法人税等の算定諸元（北海道電力）

- 北海道電力の法人税等は以下の考え方で算定する。
 - ① **B種優先株式**については、当該株式が発行された2018年度以降、申請された一株当たりの配当金額が安定的に支払われていることを前提に、事業者の申請どおり認める。
 - ② **利益準備金積立額**については、会社法第451条の規定に基づき、株主総会の決議によって、その他利益剰余金の額を減少して利益準備金の額を増額させること（振替）ができる。その上で、上記の振替を実際に行うかは事業者の判断ではあるものの、こうした振替が可能であるため、需要家負担を鑑みて、今回の利益準備金積立額の料金原価への算入は認めない。
- なお、北海道電力の普通株式に係る一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。

審査の結果③（公租公課）

【論点③】法人税等の算定諸元（東京電力EP）

- 東京電力EPの法人税等は以下の考え方に基づき、東京電力EPの配当金額を推計する方法で算定する。

① 東京電力HDの発行済株式の数に、一株当たりの配当金額を乗じて、東京電力全体の配当金額を推計する。当該配当金の原資は、東京電力EPなどの子会社からの配当で賄われていると仮定し、当該子会社に係る過去の配当実績の合計に占める東京電力EPの割合（短期的かつ特異な変動を排除する観点から2017～21年度の平均値）を乗じて得た額を、東京電力EPの配当金額とみなす。

② 一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。

③ 東京電力HDは、A種・B種優先株式を発行しているが、当該優先株式は、国も出資している原子力損害賠償・廃炉等支援機構が株主であり、発行後、配当の支払実績が無いことや国等への配当という特殊性を鑑みて、料金原価に算入しない。

審査の結果④（公租公課）

<その他関係>

- 設備投資における特別監査の結果などを踏まえて、不使用設備などに係る固定資産税は減額する。
- 電気事業者に課される事業税（収入割）は、売上に対して課される収入金課税方式のため、審査の結果を踏まえて、総原価が減少した分については、事業税も減額する。
- その他、審査の結果、料金原価に織り込まれた費用が変化した項目がある場合、これらの項目を基に算定している公租公課については、その変化分を反映する。

1. はじめに
2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針案の概要
- 6. 査定方針案の各論**
 - 6-1. 需要想定・供給力
 - 6-2. 経営効率化
 - 6-3. 燃料費
 - 6-4. 購入・販売電力料
 - 6-5. 原子力バックエンド費用
 - 6-6. 人員計画・人件費
 - 6-7. 修繕費
 - 6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. その他経費
 - 6-11. 公租公課
 - 6-12. 控除収益**
 - 6-13. 費用の配賦
 - 6-14. レートメイク・約款

7. 参考資料

控除収益の概要

- 控除収益（他社販売電源料を除く）は、分社化に伴い発生する一般送配電事業者との会社間取引等の収益である電気事業雑収益など、以下の4項目が該当する。なお、今回の料金改定申請では、託送収益は織り込まれていなかった。

1. 電気事業雑収益：契約電力を超えて電気を使用することによって発生する契約超過金や、分社化に伴い発生する一般送配電事業者との会社間取引^{（注）}等による収益。
（注）会社間取引とは、自社と一般送配電事業者との間の業務サポートに係る受託契約や、事務所ビルの賃貸借契約などを言う。
2. 預金利息：預金残高に対して発生する利息による収益。
3. 賠償負担金相当収益：一般送配電事業者から払い渡される賠償負担金相当の収益。
4. 廃炉円滑化負担金相当収益：一般送配電事業者から払い渡される廃炉円滑化負担金相当の収益。

（参考）託送収益：発電所内に設置されている自社の送電線等の設備を使用されることによって発生する収益。

【参考】控除収益の位置づけ

- 規制料金の原価は、「①支出（営業費） + ②資金調達コスト（事業報酬） - ③収入（控除収益）」との計算式で表される。
- このうち、③控除収益は、電気事業雑収益や預金利息などの収益が計上されるが、料金原価上、控除収益が大きくなれば、全体の料金原価が小さくなる（圧縮される）。

関係法令における規定（控除収益） ※他社販売電源料を除く

- 控除収益については、以下に掲げる料金算定規則及び料金審査要領に従い、算定及び審査を行うこととなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（控除収益の算定）

第五条 事業者は、控除収益として、（中略）託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 （略）

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第4節 控除収益項目

算定規則第5条の規定に基づいて申請事業者が算定した控除収益項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。

各事業者の申請概要（控除収益） ①

- **北海道電力**は、分社化に伴って発生する一般送配電事業者との会社間取引等の収益である電気事業雑収益の増加や、一般送配電事業者から払い渡される賠償負担金相当収益の増加などにより、前回原価と比べて控除収益が増加している。
- **東北電力・北陸電力・中国電力・四国電力**は、分社化に伴い発生する一般送配電事業者との会社間取引等の収益である電気事業雑収益の増加や、一般送配電事業者から払い渡される賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益の増加などにより、前回原価と比べて増加している。
- **東京電力EP**は、前回の料金値上げ（送配電分離前）において、一般送配電事業者で発生する収益の一部（電柱に電気通信設備等を共架することによって発生する共架料等）が配分されていた一方、今回は、送配電分離に伴って当該収益が配分されないこと等により、前回原価と比べて控除収益が減少している。
- **沖縄電力**は、延滞利息制度の導入に伴って遅収加算料金が発生しないことにより、前回原価と比べて減少している。

各事業者の申請概要（控除収益） ②

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

(単位：百万円 (※単位未満は四捨五入))

	北海道			東北			東京			北陸		
	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引
電気事業雑収益	11,486	4,691	6,795	10,522	8,161	2,361	6,207	38,119	▲31,912	10,434	2,749	7,684
預金利息	1	6	▲5	1	9	▲8	—	—	—	32	32	▲0
賠償負担金相当収益	1,224	—	1,224	1,953	—	1,953	—	—	—	832	—	832
廃炉円滑化負担金相当収益	—	—	—	3,583	—	3,583	—	—	—	—	—	—
その他 (※1)	—	490	▲490	—	909	▲909	—	—	—	—	321	▲321
控除収益計	12,711	5,187	7,524	16,059	9,080	6,980	6,207	38,119	▲31,912	11,297	3,102	8,195

	中国			四国			沖縄		
	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引
電気事業雑収益	25,804	7,773	18,030	10,502	2,926	7,577	797	601	196
預金利息	9	181	▲172	1	4	▲3	0	0	0
賠償負担金相当収益	1,825	—	1,825	2,540	—	2,540	—	—	—
廃炉円滑化負担金相当収益	609	—	609	5,770	—	5,770	—	—	—
その他 (※1)	—	1,283	▲1,283	—	3,463	▲3,463	—	488	▲488
控除収益計	28,247	9,238	19,010	18,814	6,393	12,421	797	1,089	▲292

※1 東北、北陸、中国、沖縄：遅収加算料金
四国：使用済燃料再処理等既発電料受取
契約締結分3,239百万円
遅収加算料金225百万円

※2 「前回」は、各社、以下の年度の平均値
(託送原価相当を除く)。

北海道・東北・四国：2013～15年度の3カ年
東京：2012～14年度の3カ年
北陸：2007年度下期～2008年度上期の1カ年
中国・沖縄：2008年度の1カ年

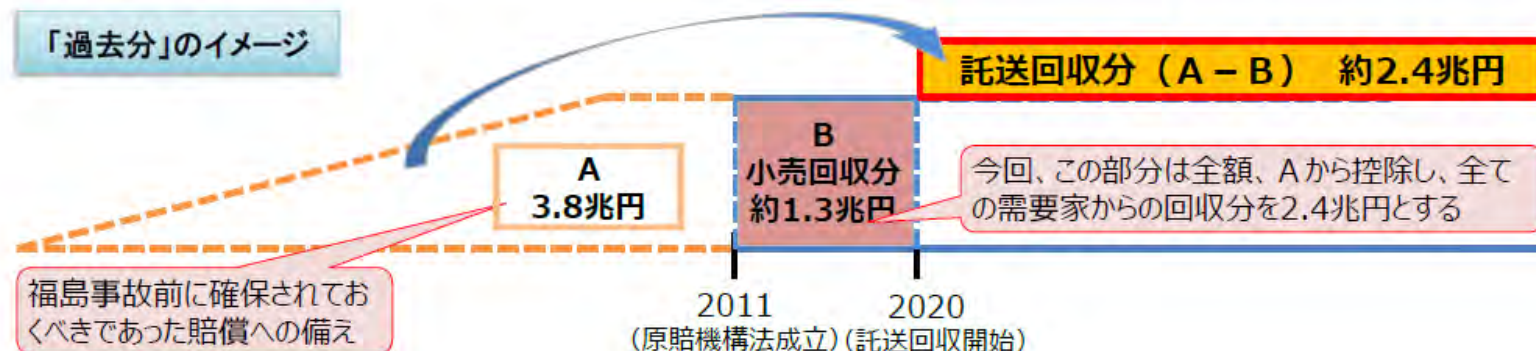
※3 「今回」は、2023～25年度の3カ年平均値。

賠償負担金（一般負担金過去分）の概要

2016年12月第6回貫徹小委員会
財務会計WG 事務局提出資料 一部加工

（参考）賠償への備えの不足分について

- 福島第一原発事故後、原子力事故への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一定額を原賠・廃炉機構に納付している（一般負担金）。
- 原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、こうした万一の際の賠償への備えは事故以前から確保しておくべきであったが、実際には何ら制度的な措置は講じられておらず、当然ながら、そうした費用が料金原価に算入されることもなかった。
- その結果、福島第一原発事故以前は、賠償への備えの費用が料金に含まれていない相対的に安価な電気を全需要家が享受していた。
- こうした中で、原賠機構法制定後、2016年4月に小売りが全面自由化され、新電力への契約切替えにより一般負担金を負担しない需要家が増加している環境下において、受益者間の公平性等の観点から、事故前に確保しておくべきであった賠償への備えの不足分を託送料金の仕組みを利用することとした。



申請概要（賠償負担金相当収益）①

- 各事業者の賠償負担金相当収益の申請内容は、次ページ以降のとおり。
- 東京電力EPは、発電事業者ではないため、経済産業大臣への賠償負担金の承認申請を行っていないことから、今回の料金改定申請では、賠償負担金相当収益を計上していない。
- 沖縄電力は、原子力発電所を所有していないため、賠償負担金相当収益を計上していない。

申請概要（賠償負担金相当収益）②

今回申請（前回は該当費目なし）

（単位：百万円（※単位未満は四捨五入））

		2023年度	2024年度	2025年度	合計	平均
北海道電力	賠償負担金相当収益	1,224	1,225	1,224	3,672	1,224
	北海道電力ネットワーク(株)	1,224	1,225	1,224	3,672	1,224
東北電力	賠償負担金相当収益	1,963	1,952	1,945	5,860	1,953
	東北電力ネットワーク(株)	1,657	1,646	1,640	4,944	1,648
	東京電力パワーグリッド(株)	306	305	305	916	305
北陸電力	賠償負担金相当収益	832	832	832	2,495	832
	東京電力パワーグリッド(株)	0	0	0	1	0
	中部電力パワーグリッド(株)	84	84	84	251	84
	関西電力送配電(株)	103	103	103	308	103
	北陸電力送配電(株)	645	645	645	1,935	645
中国電力	賠償負担金相当収益	1,825	1,825	1,825	5,475	1,825
	中国電力ネットワーク(株)	1,825	1,825	1,825	5,475	1,825
四国電力	賠償負担金相当収益	2,540	2,540	2,540	7,619	2,540
	東京電力パワーグリッド(株)	19	19	19	58	19
	中部電力パワーグリッド(株)	25	25	25	74	25
	関西電力送配電(株)	133	133	133	399	133
	四国電力送配電(株)	2,363	2,363	2,363	7,088	2,363

申請概要 (賠償負担金相当収益) ③

- 各事業者とも、経済産業大臣から一般送配電事業者へ通知された回収すべき賠償負担金の額等を基に、原価算定期間に当該事業者から払い渡される賠償負担金相当収益を算定している。

(単位：百万円 (※単位未満は四捨五入))		回収すべき	回収期間※	2023～25年度に	今回申請 (平均)	差額
		賠償負担金の額※		回収すべき金額		
		A	B	(平均) C	D	C - D
北海道電力	賠償負担金相当収益	6,254		1,251	1,224	27
	北海道電力ネットワーク(株)	6,254	5年	1,251	1,224	27
東北電力	賠償負担金相当収益	10,489		2,098	1,953	145
	東北電力ネットワーク(株)	8,765	5年	1,753	1,648	105
	東京電力パワーグリッド(株)	1,724	5年	345	305	40
北陸電力	賠償負担金相当収益	4,158		832	832	—
	東京電力パワーグリッド(株)	1	5年	0	0	—
	中部電力パワーグリッド(株)	418	5年	84	84	—
	関西電力送配電(株)	513	5年	103	103	—
	北陸電力送配電(株)	3,225	5年	645	645	—
中国電力	賠償負担金相当収益	9,125		1,825	1,825	—
	中国電力ネットワーク(株)	9,125	5年	1,825	1,825	—
四国電力	賠償負担金相当収益	12,699		2,540	2,540	—
	東京電力パワーグリッド(株)	97	5年	19	19	—
	中部電力パワーグリッド(株)	123	5年	25	25	—
	関西電力送配電(株)	666	5年	133	133	—
	四国電力送配電(株)	11,813	5年	2,363	2,363	—

※2020年7月に経済産業大臣によって承認を受けた当初5年間の回収額及び回収期間

申請概要（賠償負担金相当収益）④

- 各事業者の賠償負担金相当収益の算定方法は以下のとおり。

北海道電力

- ・ 電気事業法施行規則等に基づき、北海道電力NWと「賠償負担金に関する支払契約」を締結。
- ・ 今回申請では、上記契約により定められた「託送回収単価」に、北海道エリアにおける2023～25年度の想定需要電力量を乗じ、一般送配電事業者の回収額を算定。

東北電力

- ・ 電気事業法施行規則等に基づき、東北電力ネットワーク及び東京電力パワーグリッドと「賠償負担金に関する支払契約」をそれぞれ締結。
- ・ 今回申請は、現行託送料金に基づき申請していることから、上記契約により定められた「託送回収単価」に、2022年度の送配電事業者供給計画における2023～25年度の想定需要電力量を乗じ一般送配電事業者ごとの回収総額を算定し、当該回収総額を対象となる各事業者ごとの通知額の比率で按分することで算定。

北陸電力

- ・ 2020年7月に経済産業大臣から承認を受けた5年間で回収すべき賠償負担金の額から1年当たりの回収額を算定。

中国電力

- ・ 当初5年間で回収すべき賠償負担金の額（9,125百万円）について、回収期間（5年間）で等分に支払われることを想定。
- ・ 2023～25年度について、1,825百万円／年を計上。

四国電力

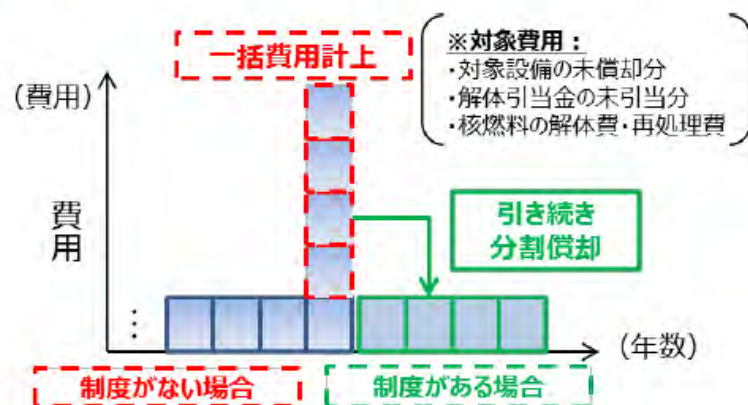
- ・ 経済産業大臣より通知を受けた、当社へ払い渡される賠償負担金の額のうち、託送回収制度が開始された2020年10月から5年間で払い渡される金額127億円について、5年間で均等案分した金額25億円／年（3カ年計：76億円）を原価算定期間に織込み。

廃炉円滑化負担金の概要

廃炉会計制度について

- 「原発依存度低減」は、エネルギー政策の基本方針。
- 福島第一原子力発電所の事故後、政府として「原子力依存度低減」を進める上で、事業者が想定していたよりも早期に廃炉する場合に、設備の残存簿価が一括減損し、一時的に多額の費用が生じることから廃炉判断を躊躇する可能性があった。
- このため、「円滑な廃炉を促す環境を整備する」観点から、2013年に「廃炉会計制度」を措置し、費用の分割計上を可能とした。（ただし、当時は小売規制料金が残り、原価算入を認めることが前提。）
- これまで、廃炉会計制度の下、原子力発電事業者7社が計15基の廃炉判断を行っている。
- 小売規制料金が原則撤廃される2020年以降、制度を安定的に継続させる観点から、2017年に、この「廃炉会計分」を分割し、託送料金の活用を可能とする制度を措置（省令改正）を行った。この制度措置は、「エネルギー基本計画」（2018年7月閣議決定）に示されている。

＜廃炉会計制度の効果イメージ＞



＜廃炉会計制度の措置後に廃炉判断が行われた7社15基＞

原子力発電事業者	プラント名
東北電力	女川1号機
東京電力	福島第二1号機、2号機、3号機、4号機
関西電力	美浜1号機、2号機
	大飯1号機、2号機
中国電力	島根1号機
四国電力	伊方1号機、2号機
九州電力	玄海1号機、2号機
日本原子力発電	敦賀1号機

【参考】託送料金の仕組みを利用した回収スキーム（概要）

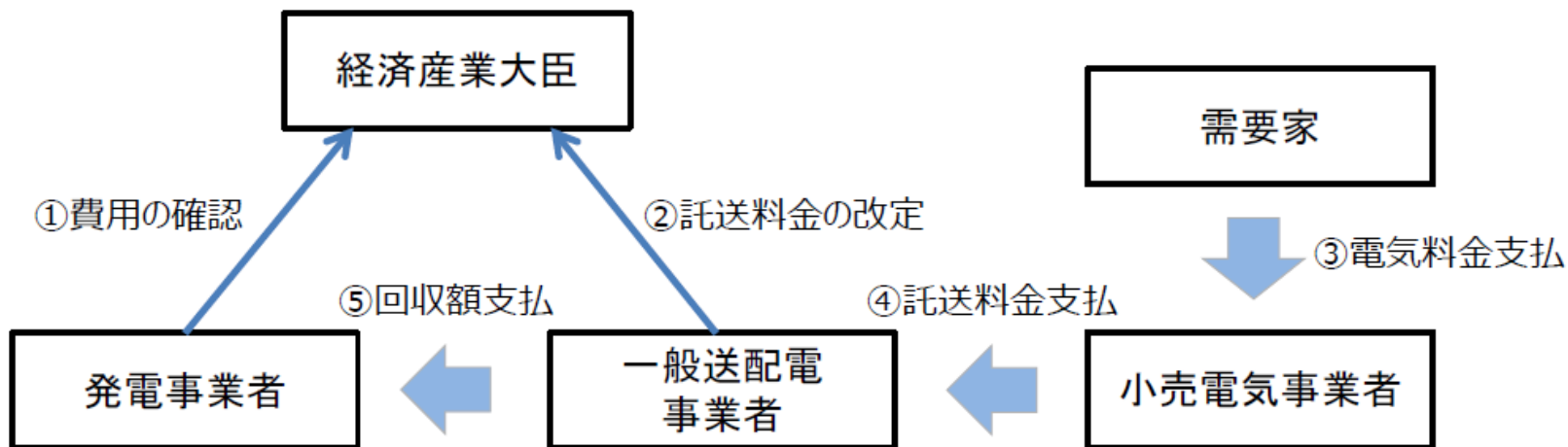
託送料金の仕組みを利用した回収スキーム（概要）

2017年7月第4回電力・ガス基本政策
小委員会 事務局提出資料 一部加工

- 原子力事故の賠償の備えの不足分及び廃炉に関する会計制度分について、託送料金の仕組みを利用して全ての需要家から回収するに際しては、まず、発電事業者において、それぞれの費用の額を明確化する必要がある。
- その上で、一般送配電事業者は、回収額を託送料金に織り込み、小売電気事業者から託送料金として電力量に応じた回収し、回収額を発電業者に支払うこととなる。

※特定の発電所において発電された電気が複数の旧一般電気事業者の管内の需要家に供給されていた場合、その発電所に関連する賠償の備えの不足分や廃炉に関する会計制度分は、複数の一般送配電事業者に分けられることとなる。

<託送料金の仕組みを利用した回収スキーム>



【参考】廃炉円滑化負担金相当収益に係る対象項目

- 発電事業者たるみなし小売電気事業者（以下「申請者」という。）は、電気事業法施行規則（以下「規則」という。）の規定により、経済産業大臣宛てに、廃炉円滑化負担金の額の承認を申請する。
- 経済産業大臣は、申請者から申請のあった廃炉円滑化負担金の額に関し、規則の規定に基づいて承認する。また、規則の規定に基づき、申請者宛てに、一般送配電事業者に通知した回収すべき廃炉円滑化負担金の額等を通知する。
- 当該通知に当たっては、通知した一般送配電事業者ごとに、以下の対象項目別に、回収すべき廃炉円滑化負担金の額及び回収期間が記載されている。
 - ①原子力特定資産簿価：原子炉格納容器などの廃止措置中も引き続き役割を果たす設備の帳簿価額 等
 - ②原子力廃止関連仮勘定簿価：廃炉した原子力発電設備等の帳簿価額 等
 - ③原子力発電施設解体引当金の要引当額

申請概要（廃炉円滑化負担金相当収益）①

- 各事業者の廃炉円滑化負担金相当収益の申請内容は、次ページ以降のとおり。
- 北海道電力・北陸電力は、廃炉した原子力発電所がないため、経済産業大臣への廃炉円滑化負担金の承認申請を行っていないことから、今回の料金改定申請では、廃炉円滑化負担金相当収益を計上していない。
- 東京電力EPは、発電事業者ではなく、経済産業大臣への廃炉円滑化負担金の承認申請を行っていないため、今回の料金改定申請では、廃炉円滑化負担金相当収益を計上していない。
- 沖縄電力は、原子力発電所を所有していないため、廃炉円滑化負担金相当収益を計上していない。

申請概要（廃炉円滑化負担金相当収益）②

(単位：百万円（※単位未満は四捨五入）)

今回申請（前回は該当費目なし）

		2023年度	2024年度	2025年度	合計	平均
東北電力	廃炉円滑化負担金相当収益	3,603	3,580	3,567	10,750	3,583
	東北電力ネットワーク(株)	3,603	3,580	3,567	10,750	3,583
中国電力	廃炉円滑化負担金相当収益	791	518	518	1,827	609
	中国電力ネットワーク(株)	791	518	518	1,827	609
四国電力	廃炉円滑化負担金相当収益	5,770	5,770	5,770	17,311	5,770
	四国電力送配電(株)	5,770	5,770	5,770	17,311	5,770

申請概要（廃炉円滑化負担金相当収益）③

- 各事業者とも、経済産業大臣から一般送配電事業者に通知された回収すべき廃炉円滑化負担金の額等を基に、原価算定期間に当該事業者から払い渡される廃炉円滑化負担金相当収益を算定している。

(単位：百万円（※単位未満は四捨五入）)		回収すべき廃炉円滑化	回収期間※	2023～25年度に	今回申請（平均）	差引
		負担金の額※	B	回収すべき金額	D	C - D
		A		(平均) C		
東北電力	廃炉円滑化負担金相当収益	36,857		3,812	3,583	229
	東北電力ネットワーク(株)				内訳なし	
	①原子力特定資産簿価	2,638	15年	176		
	②原子力廃止関連仮勘定簿価	24,679	10年	2,468		
	③原子力発電施設解体引当金の要引当額	9,540	8年2ヶ月	1,168		
中国電力	廃炉円滑化負担金相当収益	9,068		609	609	-
	中国電力ネットワーク(株)					
	①原子力特定資産簿価	7,774	15年	518	518	-
	②原子力発電施設解体引当金の要引当額	1,294	3年2ヶ月	91	91	-
四国電力	廃炉円滑化負担金相当収益	57,339		5,770	5,770	-
	四国送配電(株)					
	①原子力特定資産簿価	7,487	15年	499	499	-
	②原子力廃止関連仮勘定簿価	43,834	10年	4,383	4,383	-
	③原子力発電施設解体引当金の要引当額(伊方2号)	4,023	7年7ヶ月	531	531	-
④原子力発電施設解体引当金の要引当額(伊方1号)	1,995	5年7ヶ月	357	357	-	

※2020年7月に経済産業大臣によって承認を受けた回収額及び回収期間

申請概要（廃炉円滑化負担金相当収益）④

- 各事業者の廃炉円滑化負担金相当収益の算定方法は以下のとおり。

東北電力

- 電気事業法施行規則等に基づき、東北電力ネットワークと「廃炉円滑化負担金に関する支払契約」を締結。
- 今回申請は、現行託送料金に基づき申請していることから、上記契約により定められた「託送回収単価」に、2022年度の送配電事業者供給計画における2023～25年度の想定需要電力量を乗じ回収総額を算定し、当該回収総額を対象となる各事業者ごとの支払見込額の比率で按分することで算定。

中国電力

- 回収すべき廃炉円滑化負担金の額（①7,774百万円、②1,294百万円）に関し、回収期間（①15年、②3年2カ月）で等分に支払われることを想定。
- ①は、2023～25年度について、518百万円／年を計上。
- ②は、回収期間が2023年11月までのため、2023年度に8ヶ月分の272百万円を計上。

四国電力

- 経済産業大臣より通知を受けた、当社へ払い渡される廃炉円滑化負担金の額を、原子力特定資産・原子力廃止関連仮勘定・解体引当金の未引当額にそれぞれ定められた回収期間で均等案分した金額の合計額58億円／年（3カ年計：173億円）を原価算定期間に織込み。

審査における論点（控除収益）

- 電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益、廃炉円滑化負担金相当収益について、
契約又は法令等に基づき、適切に算定されているか。

審査の結果（控除収益） ①

【電気事業雑収益】

＜東北電力＞

- ① **減電補償金**の算定において、過去実績に比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ② **外貨での物品売却益**の算定において、円貨転換に係る手数料相当（1円／ドル）を考慮した為替レート（136円／ドル）に基づき算定した売却額と当該資産の簿価との差額を計上しているが、燃料費等の算定諸元と同様に、円貨転換に係る手数料相当を含めない為替レート（137／ドル）で再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ③ **雑口に係る一部**において、過去実績があるにも関わらず原価算定期間では収益が発生しないものとして計上していないが、計上しない合理的な理由がないため、過去平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ④ **供給雑収（書面発行手数料）**の算定において、自由化部門のみで発生することから計上していないが、同様に自由化部門のみで発生する収益（契約超過金等）は控除収益に計上しており、整合性を図る観点から、過去平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ⑤ **棚卸資産の帳簿価額の修正益**の算定において、将来に損と益のどちらに振れるか分からないため計上していないが、過去の実績で一定程度必ず発生していることから、特殊要因を除き、過去平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

審査の結果（控除収益） ②

<東京電力EP>

- ① 供給雑収（請求書発行手数料・期中解約金）の算定において、過去の実績に需要想定値（伸び率）を乗じて算定しているが、直近の実績や需要想定値（伸び率）を反映して再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

<北陸電力>

- ① 供給雑収（棄損料金取立益及びその他）の算定において、販売電力量の増減に基づいて想定しているが、当該収益と販売電力量との間に相関がみられないことから、過去平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

<中国電力>

- ① 高効率発電システムの実証実験に用いるユーティリティ供給契約の算定において、OCG実証設備の運転・停止期間に連動するため、過去の実績金額をもとに、原価算定期間における運転・停止期間を考慮して算定しているところ、直近の実績に更新して再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ② 高効率発電システムの実証実験に用いる設備利用料の算定において、将来の発生見込みの合理的な算定が難しいため計上していないが、2022年度も当該収益が発生しているため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

審査の結果（控除収益） ③

- ③ **共架料**の算定において、将来の発生見込みを直近の単年度実績で想定しているが、合理的な理由がないため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ④ **原子燃料契約関係**の算定において、昨年7月時点の市況価格を用いて核燃料資産の貸与の対価としての利用料を算定しているが、申請時点で参照しうる最新の市況価格を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

<四国電力>

- ① **棚卸資産の帳簿価額の修正益**の算定において、棚卸資産の修正が発生しない前提としていたが、過去実績を踏まえても一定程度発生する蓋然性が高いものであるため、過去平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ② **解約違約金**の算定において、需要想定との整合などを踏まえ、直近の発生状況が継続する前提としていたが、過去実績に比べて減収を見込む合理的な理由にはあたらないため、特殊要因を除き、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

審査の結果（控除収益） ④

<沖縄電力>

- ① **違約金収入**の算定において、将来を想定することは困難であるため未計上としているが、未計上とする合理的な理由がないため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ② **受託工事益**の算定において、将来を想定することは困難であるため未計上としているが、未計上とする合理的な理由がないため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ③ **広告料**の算定において、将来の発生見込みに関し、過去実績のうち一部について将来発生しないと想定しているが、発生しないことの合理的な理由はないため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ④ **棚卸資産の帳簿価額の修正益**の算定において、将来の発生見込みに関し、過去実績のうち一部について将来発生しないと想定しているが、発生しないことの合理的な理由はないため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

審査の結果（控除収益） ⑤

【預金利息】

＜北海道電力＞

- ① **預金利息**の算定において、直近の単年度実績水準で想定しているが、合理的な理由がないため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

【賠償負担金相当収益】

＜北海道電力＞

- ① 事業者から、賠償負担金相当収益について、審査の結果、経済産業大臣から通知を受けた「5年間で回収すべき賠償負担金の額」から「1年あたりの回収額」を算定する方法で算定すべきとの方針が決定された場合、当該方針に沿って算定する旨の報告があったことから、事業者の報告のとおり、料金原価の補正を求めることとする。

＜東北電力＞

- ① 事業者から、賠償負担金相当収益について、現行の託送料金に基づき申請しており、新たな託送料金が認可された場合、他事業者と同様の算定を行う旨の報告があったことから、事業者の報告のとおり、料金原価に補正を求めることとする。

審査の結果（控除収益） ⑥

【廃炉円滑化負担金相当収益】

＜東北電力＞

- ①事業者から、廃炉円滑化負担金相当収益について、現行の託送料金に基づいて申請しており、新たな託送料金が認可された場合、他事業者と同様の算定を行う旨の報告があったことから、事業者の報告のとおり、料金原価に補正を求めることとする。

【その他】

- その他、審査の結果、料金原価に織り込まれた費用が変化した項目がある場合、これらの項目を基に算定している控除収益については、その変化分を反映する。